

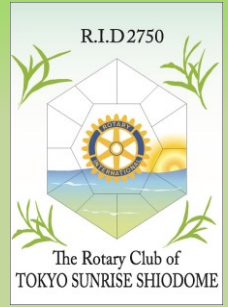
# ◆ WEEKLY REPORT ◆

R.I.D.2750 Chiyoda & Pacific  
Basin Group  
The Rotary Club of  
TOKYO SUNRISE SHIODOME



R.I.会長 ステファニー・A・アーチック

2024-25年度 会長 蛭谷 要之介  
クラブテーマ「Fun Makes Magic！」



No.378 19 Sep. 2024 発行

## 第383回 オンライン例会

【日時】2024年9月12日(木) 12:30~13:30

【例会出席】会員数 14名 名誉会員 5名 出席者 8名 ビジター 0名 ゲスト 0名

【出席率】57.1% 【修正出席率】71.4%

### 《プログラム》

#### ◇ 開会点鐘

#### ◇ 会長挨拶

暑い日が続いておりますが、皆さん体調は大丈夫でしょうか？先日淡路島へ行きゴミ拾いをしてきました。ここも結構な量で、人が少ない所に行くとかかなりの量のゴミが溜まっていました。皆さんも是非、海岸や海に行かれた時はゴミ拾いをして下さい。

#### ◇ 幹事報告

GG24633311、一人1万五千円集金になっております。東京イマジンジョイナス RC より会長変更のメールが届いているかと思えます。ご確認をお願い致します。

#### ◇ 委員会・その他報告

愛知とし子副会：先日、東京イマジンジョイナス RC の橋本年男会長がお亡くなりになり、奥様から橋本さんが撮った写真を額縁に入れて事務局にお送り頂きました。山で撮った朝焼けの写真かと思えます。皆さんに共有します。

#### ◇ 出席報告

司 会：愛知とし子副会長

蛭谷要之介会長

蛭谷要之介会長

杉崎吉則幹事



◆会長：蛭谷要之介 ◆幹事：杉崎吉則 ◆副会長：愛知とし子【発行責任者】

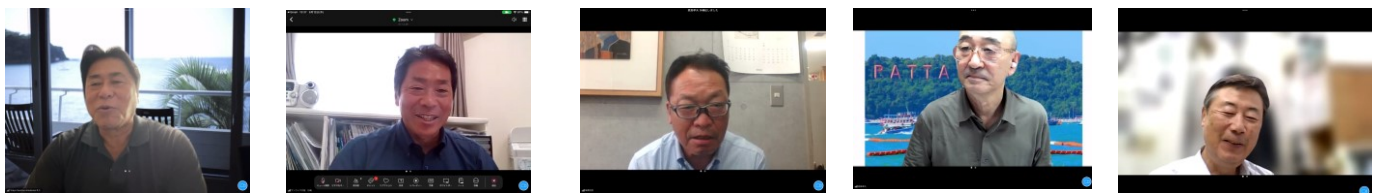
【創立】2014年10月15日【例会日】毎週木曜日 12:30~13:30【例会場】ザ ロイヤルパークホテルアイコニック東京汐留  
〒160-0022 東京都新宿区新宿 6-18-3 (南エルーデ内) / TEL:03-6380-5798 / FAX:03-6273-1196

【URL】<https://suns-rc.org/> 【E-mail】[office@suns-rc.org](mailto:office@suns-rc.org)

◇ 卓話『家族信託・遺言・相続の基礎知識』

山本直道会員

今後このような問題は多くなってくるかと思ひ、今回はこのテーマにさせて頂きました。近年高齢化社会で、認知症の問題が考慮されてきます。認知症になると自分では契約出来なくなります。預金の引き出しや管理など色々な手続きの為に後見人を立てておく必要が出て来ます。そして亡くなった後の相続やお墓の問題など様々な事に対する対策として遺言があった方が良くと思ひます。推定相続人の性格、その配偶者により話し合いがまとまらない事も多いのです。相続されるものが不動産であった場合、相続する方が現金を持っていれば良いのですが、税金が払えなければ難しくなったり、配偶者により多く残したいと言った場合や、子どもがいない場合、前の配偶者との間に子供がいる場合、孫が代襲相続をする場合など、遺留分を主張できる場合もあるので、遺言を作っておけば問題が少なく済むはず。内縁の奥さん、子どもがいる場合も、そこに財産が入るようにしたり、息子が先に亡くなり、その奥さんに介護をして貰ったので、その人に財産を残したい場合など、遺言書を作成しておくことが良いかと思われまふ。遺言書は自分が亡くなった後に開封されますので、訂正が効きません。公正証書として残しておくのが確実な形になります。自分で書けるものも有りますが、内容が複雑だと内容が無効になってしまう場合や、紛失の危険性がありますし、改ざんの恐れも有ります。亡くなった後に気付かず後から遺言書が出てきて困った、などという事を避けるためにも自筆証書遺言より公正証書遺言がお勧めです。遺言書保管申請の流れとしては、法務局にて作成した遺言書の保管所を決定し、申請書を作成し申請、保管証を受領します。これは撤回して返還を受ける事も可能です。相続人は遺言書保管事実証明書の交付請求が出来、相続人・受遺者・遺言執行者等の確認が出来ます。ただこれがとても面倒な手続きが有ります。そして他の相続人にも閲覧の情報が通達されます。そして認知症の問題ですが、認知症になったら成年後見人をつけるのを勧めます。認知症になる前に任意後見契約を締結しておくと思ひます。こういった場合でも家庭裁判所が選出した弁護士・司法書士が監督することになり、それにも報酬が発生してしまふ。そこで家族信託が好まれるという事になります。家族に財産の管理を信託します。不動産や預金の管理をしてもらい、その財産を自分の為に使ってもらふ形になり、その際に死後の相続の事も決めておくことも出来ます。例えば不動産管理をする場合、管理はもちろん賃貸に出したり売却したりする事が出来ます。まとめますと、最低限遺言は残した方が良く、最低限保管制度は利用した方が良くと思ひます。そして成年後見ですが、もしよくないと思えば家族信託にした方が良くと思ひます。しかし、信託財産のみになるとまふので、やはり遺言をちゃんと残しておくことを勧めます。



◇ 講評

蛸谷要之介会長

山本さん、大変分かりやすいお話を有難うございました。色々考えていかなければならない年齢に皆さんなっているとと思ひます。また是非色々勉強させて頂ければと思ひます。

◇ 開会点鐘

蛸谷要之介会長

《今後の主な行事予定》

◇ 9月26日 ガバナー公式訪問

《今後の例会スケジュール》

- ◇ 9月19日 休会
- ◇ 9月26日 12:30~13:30
- ◇ 10月 3日 12:30~13:30